

ごみの受入基準

クリーンセンターに持ち込むことができるもので、制限があるものの例

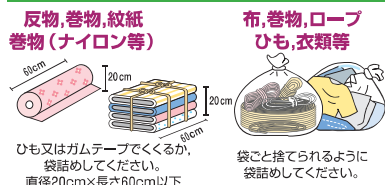
粗大ごみ、かたいもの



各クリーンセンターに持ち込むことができる木の幹(生木)、廃木材、木の根の大きさ

搬入場所	南 部	東 北 部
木の幹(生木)	幹径30cm 長さ2m以下 幹径31cm～50cm 長さ80cm以下	幹径20cm 長さ2m以下
廃木材	幹径30cm 長さ3m以下	幹径10cm 長さ3m以下 幹径11cm～30cm 長さ1m以下
木の根	幹径30cm 根回り径70cm 長さ80cm以下	幹径20cm 根回り径40cm 長さ80cm以下

袋詰等が必要な小さなごみ



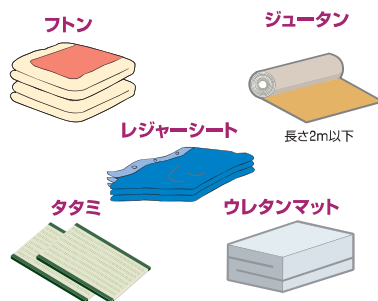
そのまま持ち込める小さなごみ



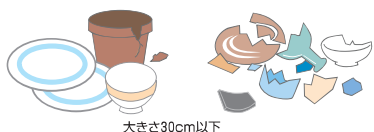
やわらかいごみ

種 別	1日に持ち込むことができる量
フuton	10枚/日
タタミ	12枚/日
ジュウタン	10枚/日
ウレタンマット	5枚/日
レジャーシート	5枚/日

※ 各クリーンセンター共通の基準です。



不燃ごみ



一度に多量の不燃ごみ(燃え殻、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類)を持ち込む場合は、お引き受けできないことがありますので、事前に各クリーンセンターへお問い合わせください。

※ ごみの種類によって降ろす場所が異なりますので、ごみを積み込むときは分けて降ろせるようにしてください。

クリーンセンターに持ち込めないものの例

危険物

発火又は爆発するおそれのあるものなど



※これらの処理については、お近くの販売店又はメーカー等へご相談ください。



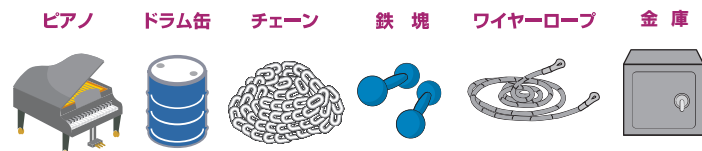
爆発する恐れのある危険物を持ち込まれますと、破砕施設において爆発火災事故が発生する可能性があります。危険物の持ち込みは絶対におやめいただきますようお願いいたします。(間違えて持ち込まれた場合は、職員にご相談ください。)

家電リサイクル法等で指定された品目 法律に基づき、それぞれのメーカーによるリサイクルが必要なもののテレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(室外機含む)、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、バイク、車両部品、タイヤ

※これらの処理については、お近くの販売店又はメーカーへご相談ください。

処理困難物

体積が大きいものや、極度に硬いもので破砕機等による処理ができないもの



※このほか、家庭で使用された業務用機器(電化製品・冷暖房器具など)も持ち込むことができません。※これらの処理については、お近くの販売店又はメーカーへご相談ください。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず等の廃棄物(紙くず、木くず、繊維くず等については製造業や建設業等の限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物になります。)。※産業廃棄物の処理については、『京都府産業資源循環協会694-3402』へご相談ください。

一部の資源ごみ

缶、びん、ペットボトル、プラスチック製品及びプラスチック製の「容器」と「包装」※資源ごみ用の指定袋(透明)に入れて、資源ごみの収集場所に出してください。

リサイクル可能な紙類

新聞・ダンボール・紙バック・雑がみ(チラシ・カタログ、雑誌、紙箱、封筒・はがき、包装紙など)※「古紙回収・コミュニティ回収・拠点回収」か、「クリーンセンターの古紙回収BOX」をご利用ください。※家庭から出された雑がみについては、「小型金属類・スプレー缶の収集日」の同じ日時・同じ場所に出すこともできます。